

東京都がん対策推進協議会設置要綱

平成19年5月18日19福保医政第49号
改正 平成21年5月25日21福保医政第279号
改正 平成24年5月21日24福保医政第224号
改正 平成25年6月6日25福保医政第248号
改正 平成29年7月3日29福保医政第457号
改正 平成30年4月1日29福保医政第1871号
改正 令和4年7月25日4福保医政第834号
改正 令和5年7月6日5保医医政第61号
改正 令和5年10月17日5保医医政第560号

(設置)

第1 都におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、都におけるがん対策の推進に関する計画（以下「東京都がん対策推進計画」という。）及びこれに基づく施策の推進について協議するため、東京都がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 東京都がん対策推進計画の策定又は変更に関すること。
- (2) その他がん対策の推進に関し保健医療局長（以下「局長」という。）が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3 協議会は、次に掲げる委員28名以内をもって構成し、局長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者、関係団体の代表、患者・家族の代表及び関係行政機関の職員
- (2) 東京都職員

(委員の任期)

第4 委員の任期は、2年以内とし、局長が定める。ただし、再任を妨げない。

なお、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5 協議会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は局長の指名により、副座長は座長の指名により選任する。
- 3 座長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 協議会には、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、座長が指名する者をもって充て、局長が委嘱又は任命する。
- 3 専門委員の任期は、第4（委員の任期）に準ずるものとする。
- 4 協議会には、検討事項に応じ、座長が指名する専門委員を招集することができる。

(部会)

第7 協議会には、専門的な事項を検討するための部会を設置することができる。

- 2 部会は、協議会の委員のうちから座長が指名する委員又は座長が指名する者の中から局長が別に委嘱又は任命する委員をもって構成する。
- 3 前項の部会にのみ属する委員の任期は、第4（委員の任期）に準ずるものとする。
- 4 部会には、座長が指名する専門委員を招集することができる。

(部会長)

- 第8 部会には、部会長を置く。
- 2 部会長は、座長の指名により選任する。
 - 3 部会長は、部会を総括する。

(ワーキンググループ)

- 第9 部会には、部会の所掌する専門的な事項のうち、特定の事項について具体的に検討するため、ワーキンググループを設置することができる。
- 2 ワーキンググループは、部会の委員のうちから座長が指名する委員又は座長が指名する者のうちから局長が別に委嘱又は任命する委員をもって構成する。
 - 3 前項のワーキンググループにのみ属する委員の任期は、第4（委員の任期）に準ずるものとする。
 - 4 ワーキンググループには、座長が指名する専門委員を招集することができる。

(ワーキンググループ長)

- 第10 ワーキンググループには、ワーキンググループ長を置く。
- 2 ワーキンググループ長は、座長の指名により選任する。
 - 3 ワーキンググループ長は、ワーキンググループを総括する。

(招集等)

- 第11 協議会及び部会は、座長が招集する。
- 2 座長は、必要に応じて協議会、部会及びワーキンググループに委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(幹事会)

- 第12 協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。
 - 3 幹事会は、協議会が検討する事項に関し、必要な事項の連絡調整を行う。
 - 4 幹事会は、保健医療局医療政策部長が招集し、主宰する。
 - 5 保健医療局医療政策部長は、必要があると認めるときは、別表に掲げる職にある者以外の職員に幹事会への出席を求めることができる。

(会議の公開)

- 第13 会議並びに会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。ただし、座長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議録等の全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

- 第14 協議会及び部会等の事務の遂行については、保健医療局医療政策部医療政策課及び保健政策部健康推進課で共同して担当する。
- 2 協議会及び部会等の庶務は、保健医療局医療政策部医療政策課において処理する。

(委員への謝礼の支払い)

- 第15 第11による協議会、部会及びワーキンググループへの委員の出席及び座長に求められて会議に出席した委員以外の者に対して謝礼を支払うこととする。
- なお、月の初日から末日までに開催した協議会への出席に対する謝礼の総額を翌月の末日までに支払うものとする。

(補 則)

第 16 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 5 月 25 日から施行し、平成 21 年 5 月 18 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 21 日から施行し、平成 24 年 5 月 18 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 6 日から施行し、平成 25 年 5 月 18 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 3 日から施行し、平成 29 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 25 日から施行し、令和 4 年 7 月 1 日から適用する。ただし、別表より「福祉保健局 総務部企画政策課長」を削除し「福祉保健局 企画部保健医療政策推進担当課長」を追加する改正については、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 6 日から施行し、令和 5 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 17 日から施行し、令和 5 年 7 月 1 日から適用する。

別 表

<p>保健医療局</p>	<p>保健政策部長 地域保健担当部長 医療政策部長 医療改革推進担当部長 医療政策担当部長 企画部政策推進担当課長 保健政策部保健政策課長 保健政策部健康推進課長 医療政策部医療政策課長 医療政策部地域医療担当課長 医療政策部歯科担当課長 都立病院支援部連絡調整担当課長</p>
<p>福祉局</p>	<p>高齢者施策推進部企画課長</p>
<p>教育庁</p>	<p>都立学校教育部特別支援学校改革推進担当課長 都立学校教育部学校健康推進課長 指導部体育健康教育担当課長</p>
<p>産業労働局</p>	<p>雇用就業部就業推進課長</p>